

令和2年度京田辺市障害者基本計画等策定委員会（第3回）議事録【要旨】

- (1) 第4期京田辺市障害者基本計画・第6期京田辺市障害福祉計画・第2期京田辺市障害児福祉計画（案）の策定に係るパブリックコメント結果について

○質問・意見

【委員】 対応区分の趣旨記載と参考はどのような対応になるのか。

（事務局） 参考は、計画を進めるうえで意見を参考に進めていくもの。趣旨記載は、すでに計画に趣旨が記載されているものである。

- (2) 第4期京田辺市障害者基本計画・第6期京田辺市障害福祉計画・第2期京田辺市障害児福祉計画最終案について

○質問・意見

【委員】 P.53 基本計画2章の施策の展開の「在宅福祉サービスの充実」の今後の方向性の「住居の確保」について、基本的な施策にはどのように盛り込まれているのか。住居とは自宅やグループホームなどの住まいの場のことか。日中活動なども含めた広い意味と考えると、「住居の確保」よりも「暮らしの場の確保」のほうが適切ではないか。

P.66 「情報へのつながりやすさの向上」の今後の方向性は、これまでの会議や団体ヒアリングの意見が反映されている。手話言語条例については、今後の学習を通じて検討されるのか。

P.104 障害児福祉計画の第1章の第1期計画の居宅訪問型児童発達支援の実績値について、令和元年度は5日、令和2年度は3日ではないか。

計画の感想は全体としてまとまっている。

（事務局） P.53 「在宅福祉サービスの充実」の今後の方向性の「住居の確保」については、P.54 居住系サービスの確保とともに、日中活動系サービスの充実も広い意味での暮らしの場の確保になる。表現について、委員の皆さまのご意見をうかがいたい。

手話言語条例については、関係団体、手話サークル、手話通訳者と学習を積み重ねている段階である。その中で、検討することにつながるかどうかは現時点ではわからない。

P.66 障害児福祉計画の実績値については、訂正する。

【委員】 P.53 の今後の方向性については、「暮らしの場」とするほうがよい。市で「住居の確保」と書かれた根拠は何か。

【委員】 生活困窮の場面でも居住支援や居住という文言がでてくる。制度上問題なければ変更したほうがよい。

【委員】P. 7 計画の推進体制で、P D C A サイクルの記載がある。きちんと管理していれば、できていないところなどがわかる。計画書について、わかりやすくしてもらえたら、主な内容がわかると思うがどうか。

(事務局) 計画本編を市民にもわかりやすくするため、概要版を作成する予定である。

【委員】京田辺市には外国人が 1, 100 人程度おられる。そのなかに障がいのある人もおられるが、どのように対応されるのか。言葉だけでなく、習慣、文化、宗教の違いも含め、考えていくことが大切ではないか。

(事務局) 市全体の課題である。最初は英語だけかもしれないが、C I R を活用し、広めていきたい。窓口での相談もその都度対応している。今後、言語や方法など検討を進めていくことになるが、非常に大きな難しい課題である。

【委員】入所施設から地域移行、精神障がい者の地域移行、一般就労への移行については指標がわかりやすい。そのほかは、サービス利用者の見込みによる。評価の際は、利用した人がどのように良くなったかの視点が必要。国の基本方針に沿った計画だが、地域によって移行率の違いはあると思う。

(事務局) 国の指針によって数値は決まるが、機械的にあてはめると現実に即した数字にはならない。地域自立支援協議会で 1 年ごとに実績報告をするなかで、次期計画に向けた見込み量については、現場の感覚や実際の状況を検証しながら設定したい。